

令和8年度伊達市農作業賃金標準額

作業賃金が最低賃金を下回る場合は最低賃金に読み替えてください。

令和8年4月1日から

伊達市農業委員会

作業区分		単位	標準額	備考
臨時雇	一般作業	1日	8,400円	水田、畑、果樹等の一般作業、1時間当り1,050円
	果樹の剪定	1日	12,800円	1時間当り1,600円
	摘蕾・摘花果	1日	8,400円	1時間当り1,050円
	柿の皮むき	1時間	1,050円	
	あんぼ、にら等袋つめ	1時間	1,050円	
	立木等伐採	1時間	1,600円	機械燃料持込
	果樹防除オペレーター	1時間	1,600円	
	袋かけ もも・りんご・ぶどう	1日	8,400円	1時間当り1,050円(二重袋、ぶどう棚等状況に応じ調整)

1. 昼食を含みません。
2. 作業時間は8時間を基準とします。
3. 労働能力(作業内容・経験など)を勘案する場合は、最低賃金を下回らないよう当事者間で調整してください。
4. 最低賃金が毎年10月に見直されます。作業賃金はその額を下回る場合は最低賃金の額に読み替えてください。(福島県最低賃金 令和7年10月改定額 1,033円/1時間)

作業区分		単位	標準額	備考
請負作業	水	耕起		
		ロータリー耕	10a	7,000円
		プラウ耕	10a	8,600円
	代かき	10a	7,600円	
	畦ぬり(機械ぬり)	1m	60円	
	機械による田植	10a	7,500円	
	バインダーによる稲刈	10a	8,100円	
	コンバイン	10a	31,500円	
	ハーベスタによる脱穀	10a	8,200円	
	乾燥調整(もみすり)	玄米60kg	2,000円	
	もみすり	玄米60kg	1,000円	
畑	耕起(ロータリー耕)	10a	7,000円	

1. ほ場条件は、基盤整備後の平坦地の乾田を標準としています。
2. 未整理地は、作業能率などを勘案して当事者間で調整してください。
3. 請負作業単価には、消費税は含まれておりません。別途計上してください。
4. その他の作業については当事者間で調整してください。

※ この標準額は、令和8年4月1日から適用となります。目安として ご利用ください。

伊達市賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り/年)は、以下のとおりとなっております。

地域	区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
伊達地域	田	11,300円	15,100円	7,000円	0	
	畑	10,500円	20,000円	7,000円	53	
梁川地域	田	11,100円	25,300円	5,000円	48	
	畑	9,400円	16,200円	3,200円	114	
保原地域	田	11,100円	25,200円	4,600円	32	
	畑	9,100円	15,100円	4,600円	122	
霊山地域	田	10,100円	19,600円	5,100円	23	
	畑	8,900円	10,600円	4,100円	10	
月舘地域	田	10,000円	10,000円	10,000円	1	
	畑	10,500円	12,200円	10,000円	10	
伊達市(全体)	田	9,900円	20,300円	4,500円	107	
	畑	9,400円	18,000円	3,400円	312	

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当り36,001円に換算しています。
※令和7年産米の相対取引平均価格(農水省R7年12月速報 コシヒカリ(中通り))より
- * 3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 実情に即した情報提供のため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。